

同一労働同一賃金に向けた 実務上の課題について

昨年4月1日より「働き方改革関連法」が順次施行されていますが、中でも「同一労働同一賃金」については、大企業においては2020年4月（中小企業においては2021年4月より正社員と非正規労働者との不合理な差別の禁止への取組みが義務付けられます。加えて派遣事業者（派遣先事業者を含む）は、大企業と同じく2020年4月から実施されます。このテーマは2年前の当協会のセミナーでも取り上げましたが、今回はそれに加え実務上の課題について考えます。

*第一部 同一労働同一賃金について

*第二部 派遣事業者（派遣先事業者を含む）に関する同一労働同一賃金について

講師： 特定社会保険労務士 羽田 清志

- 日 時 令和 2年 2月27日（木）13:30～16:00
- 場 所 じばさん三重（地場産業振興センター）2F 研修室4（四日市市安島1-3-18）
- 主 催 一般社団法人 三重中小企業経営者協会
- 参加申込 FAX・電話にて **2月20日（木）**までにお申し込みください
（一社）三重中小企業経営者協会 TEL**059-334-7807** ・ FAX **059-331-0978**
- 参加費用 会員無料（非会員 ¥3,000/人）

..... 下記ご記入の上、このままFAXして下さい

(R2.2.27 同一労働同一賃金) セミナー参加申込書

FAX 059-331-0978

事業所名	
所在地	
TEL&FAX	TEL: _____ FAX: _____
参加者ご氏名	

本参加申込書は個人情報保護法の規定に基づき、使用目的以外には使用しません。